

訪問リハビリテーション料金表（介護医療院）

令和 6 年 6 月 1 日制定

各務原市の地域区分が 7 級地となるため、1 単位＝10.17 円となります。

訪問リハビリテーションの自己負担額

算 定 項 目	単 位 数	負 担 割 合	自 己 負 担 額	内 容 の 説 明
訪問リハビリテーション費 ／1 回 20 分※	308 単位	1 割負担	約 313 円	訪問リハビリテーションを受けた場合 の基本額として算定されます。
		2 割負担	約 626 円	
		3 割負担	約 940 円	
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ） ／1 回 20 分	6 単位	1 割負担	約 6 円	勤続 7 年以上のリハビリスタッフが在 籍している体制が整っていることで加 算されます。
		2 割負担	約 12 円	
		3 割負担	約 18 円	
短期集中リハビリテーション 実施加算／日	200 単位	1 割負担	約 203 円	退院（退所）日又は認定日から起算して 3 月以内の期間に、週に概ね 2 回のサー ビス提供を受けた場合に加算されます。
		2 割負担	約 407 円	
		3 割負担	約 610 円	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算 ／日	240 単位	1 割負担	約 244 円	認知症であると医師が判断し、リハビリ により生活機能の改善が見込まれる者 に対して、退院（退所）日又は訪問開始 日から 3 月以内の期間にリハビリを集 中的に受けた場合に算定されます。
		2 割負担	約 488 円	
		3 割負担	約 732 円	
リハビリテーション マネジメント加算（イ）／月	180 単位	1 割負担	約 183 円	3 月に 1 回リハビリ会議を開催し、リハ ビリ計画の見直しを行います。
		2 割負担	約 366 円	
		3 割負担	約 549 円	
リハビリテーション マネジメント加算（ロ）／月	213 単位	1 割負担	約 217 円	加算（イ）の基準に加え、リハビリ計画 書等の情報を厚生労働省に提出し、フィ ードバックを活用していることで加算 （イ）に代えて算定されます。
		2 割負担	約 433 円	
		3 割負担	約 650 円	
事業所の医師が利用者又は その家族に対して説明し、 利用者の同意を得た場合／月	上記に加えて 270 単位	1 割負担	約 275 円	リハビリテーションマネジメント加算 （イ）または（ロ）に加えて算定されま す。
		2 割負担	約 549 円	
		3 割負担	約 824 円	

※連続して 40 分以上、訪問リハビリテーションを受けられた場合、1 回 20 分×2 回分となり、2 回分の 616 単位となります。

上記単位数×10.17 円したものが 1 回の利用金額となりますが、1 月の利用回数により、実際の請求額とは誤差が生じる可能性があります。

介護予防訪問リハビリテーション料金表（介護医療院）

令和6年6月1日制定

各務原市の地域区分が7級地となるため、1単位＝10.17円となります。

介護予防訪問リハビリテーションの自己負担額

算定項目	単位数	負担割合	自己負担額	内容の説明
介護予防 訪問リハビリテーション費 ／1回20分※	298単位	1割負担	約303円	訪問リハビリテーションを受けた場合の基本額として算定されます。
		2割負担	約606円	
		3割負担	約909円	
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ） ／1回20分	6単位	1割負担	約6円	勤続7年以上のリハビリスタッフが在籍している体制が整っていることで加算されます。
		2割負担	約12円	
		3割負担	約18円	
介護予防 短期集中リハビリテーション 実施加算／日	200単位	1割負担	約203円	退院（退所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、週に概ね2回のサービス提供を受けた場合に加算されます。
		2割負担	約407円	
		3割負担	約610円	
12月超減算／1回 ※算定要件を満たした場合 減算なし	-30単位	1割負担	約-31円	契約してから1年以上利用を継続されている方が減算対象となります。 ・3月に1回以上、リハビリ会議を開催しリハビリ計画を見直していること ・リハビリ計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出していること
		2割負担	約-61円	
		3割負担	約-92円	

※連続して40分以上、訪問リハビリテーションを受けられた場合、
1回20分×2回分となり、2回分の596単位となります。

上記単位数×10.17円したものが1回の利用金額となりますが、1月の利用回数により、実際の請求額とは誤差が生じる可能性があります。